

二三四五 通信

田中伸武議員の

「パワハラ」「不当要求」をごまかす7つの手口 その2 《暴言》はとりあえず否定する

事実は否定できない

「パワハラ」「不当要求」にあたるか否かの評価は分かれるものの、私たちが指摘している具体的な言動について、田中議員自身も次のように認めています。

「言葉遣いできつい点があった」（文書①）、「激しいやりとりや言葉づかいはあるが……」（文書①）、「『怒って大声を出す』『あなたは異常じゃと何度も発言』などが列挙されていますが、実際には事務局長や多選議員との厳しいやりとりから出たものが大半です」（田中議員の Facebook 投稿 2023/12/25）、「ねちねちとやっているけどいわゆるハラスメントなのって改めて思いました」（2024/02/06、テレビ新広島インタビュー）、「確かに田中はネチネチと話していますが、パワハラ暴言には程遠い」（2024/2/9、田中議員のフェイスブック）



にもかかわらず、「ハラスメントや不当要求に当たるものは一つもない」と全面否定。田中議員は、さまざまな手口を駆使して、自らの言行があたかも「パワハラ」「不当要求」に該当しないかのように言い募(つ)っています。

暴言はとりあえず否定

田中議員は、「日本語の分かる議員がない」「法律なんか少々破ってもいい」「あなたの頭脳構造を疑う」などの暴言について、次のように否定しました。

◆日本語の分かる議員がない

(令和2年10月5日)

・「こんな発言はしない」「仮にこんな発言をしたら田中の方が日本語が分かっていないバカである」(文書①3頁)

・「議会に日本語がわかる議員がいるとは思えん。日本語が分かる議員が議会におらん。僕がこんなこと言いますか。日本語がわかる議員がおらんかったらどうするんですか。英語でしゃべるんですか、何するんですか。こんなこと言う田中の方がよっぽど大馬鹿もんだと、日本語がわかってない、ということになるんじゃないでしょうかね」(会議録17頁)。



◆法律なんか少々破ってもいい

(令和2年10月13日)

・「脱法行為を堂々と主張するはずがない」(文書①4頁)

・「法律なんか少々破ってもええなどと主張、これ僕が法律なんか少々を破ってもええなどと主張してた。こんなことを言うわけないと思いますね」(会議録20頁)。

◆あなたの頭脳構造を疑う

(令和4年1月5日)

・『「頭脳構造うんぬん」は、かたくなな意見のぶつかりあい』『侮辱か』『そっちこそ』

などの応酬の中の発言と思われる。人格否定ではなく、思考回路、考え方の道筋の指摘だった」(文書①9頁)。

・「あなたの頭脳構造を疑うと。こういう言い方は。頭脳構造というのは、ちょっと私もわからんですけども、考え方の問題とかですね、思考回路の方法だとかね、そういうもので今の規定の論理的なやりとりの中で、そういう思考方法が疑われるよとかそ

ういう意味のことは多分言ったんだろうと思いますね。人格否定をするため、あなたの頭は狂つとんじやないん、そういう意味では、決して言っとることはないと思いますね。私は割と理屈

屋ですから、理屈で結構いろいろ、それがかみさんに嫌われるんじゃないけども、理屈でのやりとりで、思考過程のこととか何とか、そういうのは、やりとりしたんだろうと思います」(会議録41頁)。

録音が再生されると一転して認める

このように暴言を否定したわけですがけれども、「頭脳構造を疑う」については、第2回審査会で録音を再生したところ、一転して発言があったことを認めました。以下は、そのときの田中議員と私のやりとりです。

■二見委員 今、録音、皆さん、私も聞きましたけれども、あなたの頭脳構造を疑うということは明白に言われたと、確認しています。そして、先ほどの田中議員の、この資料に基づく説明では、そんなことは言っていないと。思考過程と、確かに資料でも思考回路と。人格否定ではなく、思考回路とその考え方の道筋の指摘だったとお書きになってるわけですけども、今ね、あなたの頭脳構造を疑うということは、録音で確認しましたけども、この先ほど、そのようなことは言っていないということは撤回されますか。

○力山委員長 はい。田中議員。

■田中議員 はい。表現としてはその通りです。ただ、今の表現でいうと、これを規定とするんなら、あなたの頭脳構造を疑うというような言い方でしたよね。だから論理的に。

■二見委員 言ったか言わないかを端的に教えてください。

■田中議員 切り取って言えばそういうことです。

(会議録 129 頁)

結局、「言った」と認めたわけです。

また、「事務局員失格じゃ」についても次のように認めています。

・「議員質問への介入に対して注意した」(資料① 7 頁)

・「事務局員失格じゃというのは、言い方はちょっとあれですけども、議会人として、議会の事務局員としてあるいは議員としてですね、執行部を問いたたずようなときに、それにブレーキかけるようなね、そういうことをするのはそれは事務局、議会人失格であり事務局員失格ですと、もちろん議員資格にもなるわけですけど。そういうことはちゃんと注意したと思うわけであります」(会議録 35 頁)。

審査会に録音された音声が出されたことがよほど悔しかったのでしょう。

で「二見議員は隠し録り音声をテレビ局に流し、……人権を軽視した非礼行為は議会の品位にもとる」と不満をぶちまけています(田中議員が提出した「説明②」)。

「隠し撮り音声」などと言って問題があるかのように主張していますが、パワハラへの対抗手段として録音は広く認められていることで、何も問題はありません。

人に聞かれて困るようなことを発言する方がよほど問題です。



手口その3 「きつい言葉遣い」を パワハラから切り離す

第3に、きつい言葉、詰問をパワハラから除外する手口です。

田中議員は「これなんでパワハラなんですかね」を第2回審査会で連発しました。きつい言葉を使い、相手を詰めていることは認めるものの、それはハラスメントではないというのが田中議員の一貫した主張です。

「言葉がきついこと＝パワハラではない」、「厳しく防御したり注意したりする行為は繰り返している」が、パワハラには当たらないとテレビ取材に答えています（1月23日ホームテレビ）。

- ・「激しいやりとりや言葉づかいはあるが、厚労省定義の3要素や具体事例に該当するほどのパワハラ行為はない」（文書①）
- ・「中身に対してはきつい言葉ですが、人間に対してきついんじゃないかと、理屈っぽくやりますからね。それが、ハラスメントな言動だという指摘になっとるんだらうと思うわけ

ですけども。これは非常に、過剰な反応だと思いますね」（会議録10頁）

・「だから、言葉がきついことは、僕は謝ったんですよ。それはパワハラに当たるような、言葉がきついことイコールパワハラ、ではないと僕は思いますよ」（会議録47頁）

これまでも全国で沢山のパワハラ事案が



ありましたが、パワハラ
の加害者に、「加害者意識がない」ことが問題だとされています。田中議員も自分の言動の正当性ばかりを主張し、被害者である職員の苦痛に気づかないわけです。

パワハラは、相手の尊厳や人格を傷つける行為全般が該当しますが、田中議員のパワハラの特徴は1時間、2時間と長時間にわたることにあります。そして、同じ話を「粘り強く」くり返し、にやにやしたり怒ったり、きつい言葉を使い、ときに論点をすり替え、職員を詰めて、相手が参るのを待っているのではないのでしょうか。

府中町議会議員 二見伸吾（ふたみしんご）
735-0005 広島県安芸郡府中町宮の町2-2-27-102
携帯電話 080-6750-5432
公式ホームページ futamishingo.com
Eメール shingo23futami@outlook.jp



公式サイト